



# 埼玉県報

第 714 号  
令和 8 年 (2026 年)  
4 月 28 日  
火曜日

## 目次

### 規則

- 埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則 (住宅課)

### 告示

- 第一工場ごみ処理施設プラント更新事業に係る環境影響評価準備書の縦覧 (環境政策課)
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定の一部解除 (水環境課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の休止の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出 (社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出 (社会福祉課)
- 田甲土地改良区の役員就任届 (東松山農林振興センター)
- 西吉見南部土地改良区の役員就退任届 (東松山農林振興センター)
- 吉見領土地改良区の役員就退任届 (東松山農林振興センター)
- 嵐山中部土地改良区の役員就任届 (東松山農林振興センター)
- 北河原土地改良区の役員就退任届 (加須農林振興センター)

令和8年(2026年)4月28日

- 行田市南河原土地改良区の役員就退任届（加須農林振興センター）
- 元荒川上流土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 令和8年度埼玉県立学校38校コンピュータ教室用機器等賃貸借に関する入札公告（ICT教育推進課）

## 規 則

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 埼玉県規則第五十五号

埼玉県特別県営住宅条例施行規則及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部を改正する規則

(埼玉県特別県営住宅条例施行規則の一部改正)

第一条 埼玉県特別県営住宅条例施行規則(昭和五十一年埼玉県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

別表三の項中「二五」を「二六」に改める。

(埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則の一部改正)

第二条 埼玉県特定公共賃貸住宅条例施行規則(平成六年埼玉県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一の二の項中

「七

」を

「六

」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 告 示

### 埼玉県告示第三百五号

埼玉県環境影響評価条例（平成六年埼玉県条例第六十一号）第十一条（埼玉県環境影響評価条例施行規則（平成七年埼玉県規則第九十八号）第三十条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により、東埼玉資源環境組合から越谷市の区域内において行われる第一工場ごみ処理施設プラント更新事業について環境影響評価準備書等の提出があつた。

なお、環境影響評価準備書等の縦覧の場所及び期間は、次のとおりである。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

#### 一 縦覧の場所

埼玉県環境部環境政策課

埼玉県越谷環境管理事務所

越谷市資源循環推進課

吉川市環境課

松伏町環境経済課

#### 二 縦覧の期間

令和八年四月二十八日（火）から令和八年五月二十八日（木）まで（ただし、日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

## 告 示

### 埼玉県告示第三百六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、令和八年埼玉県告示第六十六号により指定した区域の指定を次のとおり一部解除する。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

- 一 形質変更時要届出区域としての指定を解除する区域  
別図のとおり（埼玉県日高市大字梅原字田端三十五番の一部）
- 二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類  
セレン及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壤の掘削による除去

【起点】





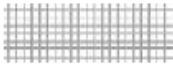
起点は日高市大字梅原字田端37番の最北端とする。

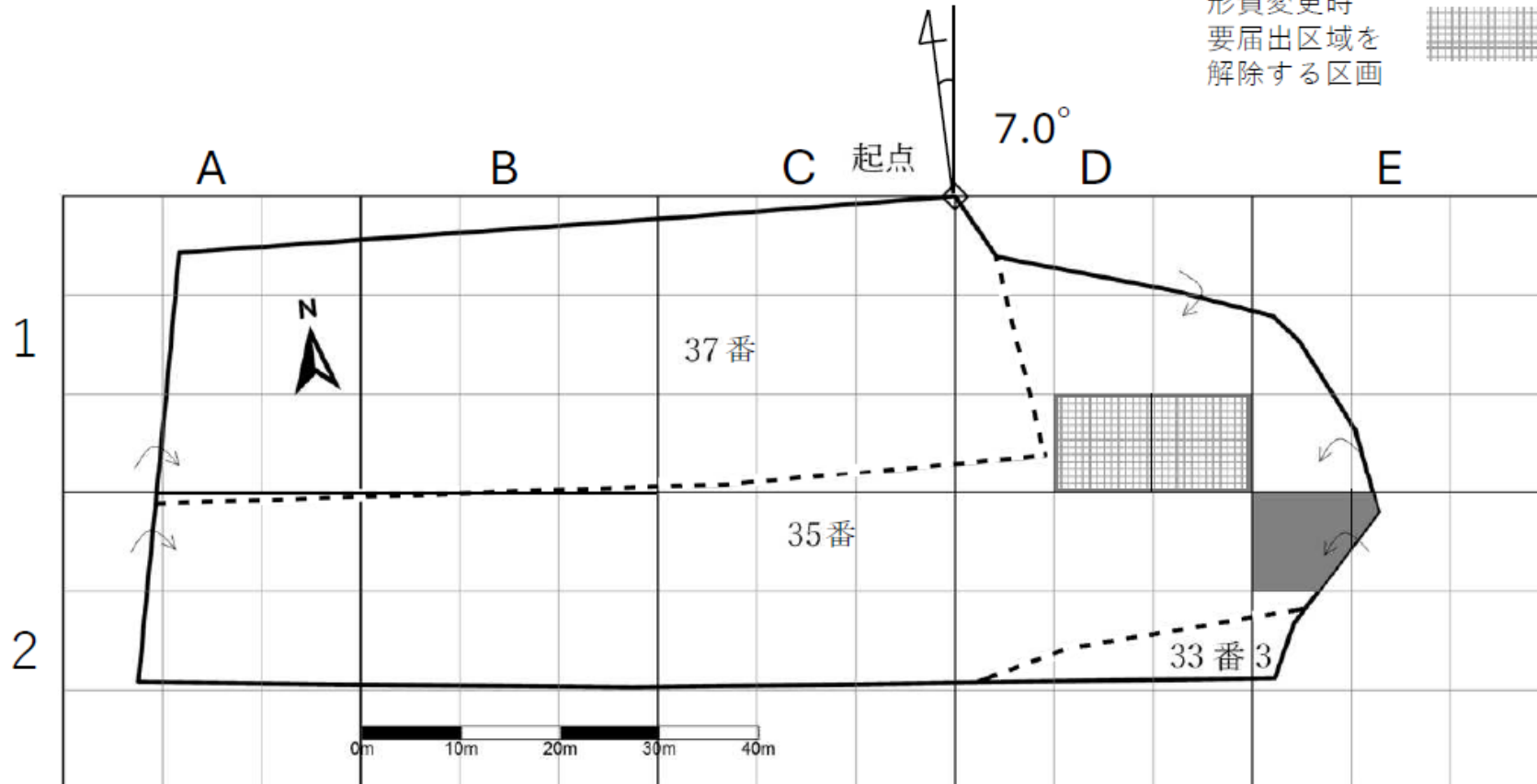
【格子の回転角】

7° 00'00"

起点を通り東西方向及び南北方向に引いた線並びに、これらと並行して10m間隔で引いた線より構成される区画線を起点を支点に回転させた角度を示す。

【凡例】

- 敷地境界 
- 単位区画 
- 地番境界 
- 形質変更時  
要届出区域 
- 形質変更時  
要届出区域を  
解除する区画 



# 告示

## 埼玉県告示第三百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施術を担当する機関として、次の者を指定した。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
岡田医院	岡田 寿之	熊谷市拾六間二七三	令和八年二月十八日
本庄北クリニック	医療法人社団群 雄会	本庄市けや木三―二五―一四	令和八年四月一日
ほまれレディースクリニック	医療法人社団鷺春 明会	春日部市粕壁東一―二〇―三 〇コープかすかべ東店二階	令和八年四月一日
ほまれメンタルクリニック	医療法人社団鷺春 明会	春日部市粕壁東一―二〇―三 〇コープかすかべ東店二階	令和八年四月一日
おおぎ内科クリニック	野口 敏宏	入間市豊岡四―七―一五	令和八年四月一日
たなか耳鼻咽喉科	田中 泰彦	久喜市久喜東一―一六―三二	令和八年四月一日

店	スギ薬局 新狭山	薬局たんぼぼ	むすぶ薬局 春日 部緑町店	セキ薬局 南桜井 店	中央薬局早稲田の 杜店	やまぐち薬局	中央薬局三ヶ尻店	川 多田歯科 上尾・桶	タカハシ歯科クリ ニツク	みどりの丘ホーム ケアクリニツク	埼玉西部・鳩山在宅 診療所サンキュー
局	株式会社スギ薬 局	株式会社ゆうり んファーマシー	株式会社結	株式会社セキ薬 品	イーエフ	株式会社山口	ス 有限会社アドニ	多田 卓矢	高橋 侑裕	藤本 洋	一般社団法人サ ンキュー
イシ アタ ウン 新狭 山一 階	狭山市新狭山二―二〇―三ベ イシ	春日部市一ノ割一―五―六	春日部市緑町四―一四―二二	春日部市米島一〇〇〇―一	本庄市早稲田の杜四―八―八	所沢市緑町四―一―二〇ガル リエ道一〇一号室	熊谷市三ヶ尻三五―一	上尾市井戸木一―四―八	春日部市大場三九八―一五第 一カネシヨールビル一F	北葛飾郡松伏町松伏三八五	比企郡鳩山町松ヶ丘一―二― 四鳩山町タウンセンター一階
一 日	令和八年四月 一日	令和八年三月 一日	令和八年四月 一日	令和八年四月 一日	令和八年四月 一日	令和八年三月 一日	令和八年四月 一日	令和八年四月 一日	令和八年四月 一日	令和八年四月 一日	令和八年三月 一日

訪問看護ステーションあやめ上尾西	訪問看護ステーションあすか	訪問看護ステーションあすか	Ponos所沢	ブライト・ライフ訪問看護 かすかベ	訪問看護リハビリステーションサザンカ	Ponos入間	セキ薬局 関山店	パル薬局水子店	クオール薬局入間店	スマイル薬局 新曾店
株式会社ファーストナース	日本保健機関株式会社	松風商事株式会社	株式会社ポノスメディカル	ブライト・ライフ株式会社	株式会社SOL	株式会社ポノスメディカル	株式会社セキ薬品	株式会社パル・オネスト	クオール株式会社	株式会社スマイルファーマアン ドヘルスケア
上尾市向山三―五七―六第一 高橋マンション一〇三号室	蓮田市黒浜四五三五―三	比企郡鳩山町今宿五三二―七 プラザM一〇三号室	所沢市緑町二―七―一六 上ビル二階	春日部市一ノ割二―五―八	三郷市谷口一―五―二	入間市豊岡五―二―四一 カデンツア一〇一号室	蓮田市関山二―二―一〇	富士見市水子四九九五―五	入間市黒須一三七―一八	戸田市新曾一〇八〇
令和八年四月一日	令和八年四月一日	令和八年三月一日	令和八年四月一日	令和八年四月一日	令和八年四月一日	令和八年四月一日	令和八年四月一日	令和八年四月一日	令和八年二月二十四日	令和八年四月一日

おひさま訪問看護 ステーション	株式会社ハート カンパニー	北葛飾郡杉戸町高野台東一 ー二ウインザーハイム高野台 一〇六	令和八年四月 一日
オリーブ蓮田訪問 看護ステーション	合同会社晶心	蓮田市馬込二ー四四九メゾン A T B A棟一〇一号室	令和八年四月 一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
本橋 倅晟		ONWA接骨院	坂戸市千代田一ー一ー二八 武井ビル一〇一	令和八年一月 一日
笠原 裕太		友仁治療院	深谷市国済寺三五八ー四	令和八年四月 一日
飯島 直也		友仁治療院	深谷市国済寺三五八ー四	令和八年四月 一日
井口 通		こころ訪問マツ サージ	久喜市久喜北一ー二一ー四 キャッスル久喜四一ー	令和八年三月 四日
竹内 真希		KEiROW草 加中央ステーシ ョン	草加市栄町二ー七一一二コ ーポラスⅢ二〇八	令和八年二月 二日
宇津木 賢		こもれば鍼灸マ ッサージ治療院	神奈川県横浜市旭区笹野台 二ー一〇一六	令和八年三月 十日

本田 匡平					原 圭香					
KEiROWさ いたま桜区ステ ーション	KEiROWさ いたま緑区ステ ーション	KEiROW鶴 ヶ島ステーション	KEiROW入 間ステーション	KEiROW川 越ステーション	KEiROW鶴 ヶ島ステーション	KEiROW入 間ステーション	KEiROW川 越ステーション	KEiROWさ いたま桜区ステ ーション	KEiROWさ いたま緑区ステ ーション	KEiROW東 武練馬ステーション
さいたま市桜区下大久保一 一九一―一三二四	さいたま市緑区中尾三四三 一―二〇一	鶴ヶ島市脚折一四四二―一 二―一〇二	入間市東藤沢四一六―一 二―二〇二	川越市霞ヶ関北二一六―一 一―〇三	鶴ヶ島市脚折一四四二―一 二―一〇二	入間市東藤沢四一六―一 二―二〇二	川越市霞ヶ関北二一六―一 一―〇三	さいたま市桜区下大久保一 一九一―一三二四	さいたま市緑区中尾三四三 一―二〇一	東京都板橋区徳丸一―九 一七CASA NASU二〇 五
令和八年二月 十六日					令和八年二月 二日					

本田 匡平		
ヨ ン	武 練 馬 ス テ ー シ	K E i R O W 東
一 七 一 二 〇 五	東 京 都 板 橋 区 徳 丸 一 一 九 一	令 和 八 年 二 月
十 六 日		

# 告示

## 埼玉県告示第三百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

### 一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
きむら薬局	名称	下川崎薬局	きむら薬局
訪問看護ステーションさぼてん	所在地	入間市中神六四五―三 中村アトリエ五号室	入間市久保稻荷三―八  三ファイニーwes t
わおんナース久喜	所在地	久喜市菖蒲町上大崎五 三九―七	久喜市本町三―四―三
訪問看護リハビリステーション カルナ	所在地	飯能市美杉台三―一七  一美杉台センタービル 一〇一	飯能市緑町六―二 二階
ケアーズ訪問看護リハビリステーション東松山	所在地	東松山市本町一―七― 六リゾンヤマイチー〇	東松山市本町一―四― 八

二 指定施術機関

高西 幾靖	原田 隆明	和田 花歩	氏 名
施術所 名 称	施術所 名 称	施術者 氏 名	変更事項
美輝整骨院	夕力整骨院	新井 花歩	
○ 施術院 R e c o c	夕力鍼灸接骨院	和田 花歩	変更後

# 告示

## 埼玉県告示第三百九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
小林内科医院	行田市谷郷二〇二六一一	令和八年三月二日
埼玉西部・鳩山在宅診療所サンキュー	比企郡鳩山町松ヶ丘一―二―四鳩山町タウンセンター一階	令和八年二月二十 八日
岡田医院	熊谷市拾六間二七三	令和八年二月十七 日
林歯科医院	所沢市中新井三一七―七	令和七年十二月二 日
志木宗岡歯科医院	志木市上宗岡五―二―二八	令和八年二月二十 八日
フルール歯科クリニック	鴻巣市榎戸一―一―二二店舗併用住宅一階	令和八年二月二十 八日
ひるま歯科医院	桶川市南一―二―二〇マルイチビル二F	令和八年二月二十 八日

訪問看護ステーション ハートステーション	薬局たんぼぼ	山本博信堂薬局	アオキ薬局	共立堂薬局	クオール薬局入間店	エース薬局 上藤沢 店	レインボー薬局	しらゆり薬局	マリーンブルー薬局	やなせ薬局
久喜市北青柳一五一八―四	春日部市一ノ割一―五―六	深谷市稻荷町二―一―三七	北本市北本二―一―六九	上尾市須ヶ谷二―一―二三―三	入間市黒須一三七―一―八	入間市上藤沢四五八	蓮田市蓮田三―一―四三	狭山市南入曽四〇二―一―	所沢市緑町四―一―二〇ガルリエ道一 〇一号室	所沢市東所沢三―六―二三
令和八年三月三十 一日	令和八年二月二十 八日	令和八年二月二十 八日	令和八年二月二十 八日	令和八年二月二十 八日	令和八年二月二十 三日	令和八年二月二十 八日	令和八年三月五日	令和七年十二月三 十一日	令和八年二月二十 八日	令和八年二月五日

P  
o  
n  
o  
s  
所  
沢

階 所沢市緑町二一七一六 三上ビル二

一日 令和八年三月三十

# 告示

## 埼玉県告示第三百十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり休止の届出があつた。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 指定医療機関

名称	所在地	休止年月日
ふくのき訪問看護ステーション ヨシ	戸田市喜沢南二―七―一四 二階	令和八年四月一日

### 二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
岡田 ひろみ		在宅マッサージ 治療院 福寿	さいたま市北区東大成町二―三四三―二	令和八年二月二十八日

告示

埼玉県告示第三百一十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		変更事項		変更前		変更後		サービスの種類
事業者名	事業所所在地	事業所名	事業者所在地	事業所所在地	事業者所在地	事業所所在地	事業者所在地	
ALSOCK介護ケア プランセンター 越・ふじみ野 川		居室介護支援 お上福岡	児玉郡上里町 一七本木五五九	児玉郡上里町 一七本木五五九	児玉郡上里町 一七本木五五九	児玉郡上里町 一七本木五五九	児玉郡上里町 ○七本木五五二	訪問介護
ALSOCK介護 センター		居室介護支援 お上福岡	児玉郡上里町 一七本木五五九	児玉郡上里町 一七本木五五九	児玉郡上里町 一七本木五五九	児玉郡上里町 ○七本木五五二	児玉郡上里町 ○七本木五五二	居室介護支援
ALSOCK介護 センター		居室介護支援 お上福岡	児玉郡上里町 一七本木五五九	児玉郡上里町 一七本木五五九	児玉郡上里町 一七本木五五九	児玉郡上里町 ○七本木五五二	児玉郡上里町 ○七本木五五二	居室介護支援
ALSOCK介護 センター		居室介護支援 お上福岡	児玉郡上里町 一七本木五五九	児玉郡上里町 一七本木五五九	児玉郡上里町 一七本木五五九	児玉郡上里町 ○七本木五五二	児玉郡上里町 ○七本木五五二	居室介護支援

# 告示

## 埼玉県告示第三百十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
ケアセンターとよの里	深谷市西島五一〇―一二	訪問介護	平成二十六年七月三十一日
デイサービスとよの里	深谷市新戒一五二―一	通所介護	平成三十年十月三十一日

# 告 示

## 埼玉県告示第三百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、田甲土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	井口 信吾	埼玉県比企郡吉見町大字田甲二百三十一番地十
同	松本 みよ子	同 同 同 同 千五百七十八番地

告示

埼玉県告示第三百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、西吉見南部土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	加藤 勝也	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見四百十四番地二
同	森田 和昭	同 同 同 同 八百三十六番地
同	大澤 光昭	同 同 同 同 千四百八十番地

職名	氏名	住所
同	櫻庭 悦子	同 同 同 同 南吉見百九番地二
同	山下 正夫	同 同 同 同 二千二百二十八番

職名	氏名	住所
同	舩橋 義明	同 同 同 同 千八百七十二番

職名	氏名	住所
同	小嶋 善博	同 同 同 同 久米田四百八番地
同	森田 克未	同 同 同 同 九百三十二番地
同	小池 貴史	同 同 同 同 南吉見千五百二十八番

職名	氏名	住所
同	新島 政行	同 同 同 同 千四百八十四番

職名	氏名	住所
同	鈴木 稔	同 同 同 同 和名九百七十六番地
同	松本 眞一	同 同 同 同 久保田三百七十番地二
同	森田 義政	同 同 同 同 東松山市大字大谷二千九百五十三番地

職名	氏名	住所
同	西村 吉則	同 同 同 同 比企郡吉見町大字北吉見六十八番地
同	新島 公久	同 同 同 同 南吉見千四百六十一番

二 退任

職名	氏名	住所
同	小久保 昇	同 同 同 同 中新井五百八十六番地
理事	高橋 雅之	埼玉県比企郡吉見町大字北吉見二百三番地





職名	氏名	住所
理事	宮崎善雄	埼玉県比企郡吉見町大字地頭方三百三十四番地
同	深井博行	同 大和田七百五十四番地
同	渡邊完一郎	同 谷口九十二番地
同	大畑十作	同 万光寺八十八番地
同	千代間功	同 丸貫三百三十七番地
同	吉田鉄男	同 下細谷四百七十四番地
同	神田新一郎	同 江綱千二百六十八番地
同	福田正	同 前河内二百九十四番地
同	砂生治吉	同 大串七百四十四番地一
同	小柳裕正	同 上砂三百一番地
同	柳田清	同 松崎五十番地二
同	蛭間貴	同 上細谷三十一番地
同	吉田喜一	同 一ツ木百十一番地
同	笹野正人	同 黒岩三百六十番地
監事	柴崎和義	同 荒子六十四番地一
同	勝田利明	同 久保田千三百九十六番地
同	田中俊博	同 中新井五百二十五番地
同	清水和明	川島町大字芝沼百三十六番地

## 告 示

### 埼玉県告示第三百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、嵐山中部土地改良区から役員に就任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

職名	氏名	住所
理事	佐藤 正男	埼玉県比企郡嵐山町大字廣野六百二十二番地一

# 告 示

## 埼玉県告示第三百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、北河原土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名 氏 名 住 所

監事 大塚 高雄 埼玉県行田市大字酒巻千五百四十四番地

### 二 退任

職名 氏 名 住 所

監事 今村 康 司 埼玉県行田市大字南河原千九百五十二番地

# 告 示

## 埼玉県告示第三百十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、行田市南河原土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 就任

職名	氏名	住 所
----	----	-----

監事	吉 田 孫兵衛	埼玉県行田市大字北河原二百十二番地
----	---------	-------------------

### 二 退任

職名	氏名	住 所
----	----	-----

監事	加瀬田 誠	埼玉県行田市大字南河原三百七十三番地
----	-------	--------------------

# 告 示

## 埼玉県告示第三百十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和八年四月二十三日認可した。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 名称

元荒川上流土地改良区

### 二 事務所所在地

埼玉県行田市

## 告 示

### 埼玉県告示第三百二十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年四月二十八日

埼玉県知事 大野 元 裕

## 1 調達内容

### (1) 購入等件名及び数量

令和8年度埼玉県立学校38校コンピュータ教室用機器等賃貸借 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和8年9月1日（火）から令和13年7月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

### (4) 履行場所

埼玉県教育局県立学校部ICT教育推進課長が指定する場所

### (5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

## 2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課企画・総合調整担当 亀屋 電話048-830-6640（直通） 電子メールa6640-03@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月4日（木）午前10時30分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月3日（水）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年6月3日（水）午後5時まで

- (4) 開札の場所及び日時

埼玉県教育局県立学校部 ICT教育推進課 令和8年6月4日（木）午前11時

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じ

た額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項第1号又は第3号の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年5月25日（月）午後5時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和8年5月11日（月）午後5時までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased: Reiwa 8th year Saitama Prefectural school equipment related to computer rooms for 38 schools.

(2) Time-limit for the tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m. June 4, 2026, By registered mail; 5:00 p.m. June 3, 2026, In person; 5:00 p.m. June 3, 2026.

(3) Contact point for the notice: ICT Education Promotion Division, Prefectural Schools Department, Education Bureau, Saitama Prefectural Government, Takasago3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-9301, Telephone 048-830-6640, E-mail a6640-03@pref.saitama.lg.jp.